

共済事業に係る保険業法改正について

川村 基寿

(住友生命保険相互会社)

I. はじめに

平成23年5月13日に施行された「保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律」(平成22年法律第51号。以下「平成22年改正法」という。)により、共済事業¹⁾²⁾については、当分の間、引き続き事業を継続して行うことが可能とされるとともに、保険契約者の保護等の観点から必要な規制の整備がなされたところである。

この改正の背景には、平成17年の保険業法改正(「保険業法等の一部を改正する法律」(平成17年法律第38号)。以下「平成17年改正法」という。)において、保険業の定義が見直され、特定の者を相手方として保険の引受けを行う事業についても、原則として保険業法の規制が適用されるよう改正されたものの、既存の団体の中には保険業法の規制に直ちに適合することが容易でないものも存在していることが挙げられる。

今般の改正では、共済事業の将来的な位置づけについては、今後の運営状況等を見極めつつ改めて整理する必要があるとしたうえで、保険業法の特例を設け、既存の団体のうち一定の要件に該当するものについて、行政庁の認可を得た上で「認可特定保険業者」として、当分

の間、引き続き共済事業を行うことが可能とされた。

以下では、平成17年改正法の経緯・概要を踏まえつつ、今回の保険業法改正を概観した上で、その意義と今後の課題について考察してみたい。

注1)「共済事業」については、現行法令上、明確な定義はないが、一般に、一定の地域や職域等でつながる者が団体を構成し、将来発生するおそれのある一定の偶発の災害や不幸に対して共同の基金を形成し、これらの災害や不幸の発生に際し一定の給付を行うことを約する制度と考えられる（平成16年10月総務省行政評価局「根拠法のない共済に関する調査結果報告書」前書き）。

2) 本稿において、「共済事業」とは、任意団体または公益法人によって行われる共済事業を指し、農業協同組合法、消費生活協同組合法、または中小企業等協同組合法等に基づき行われる共済事業（以下「制度共済」という。）は含まないものとする。

II. 平成17年改正法

1. 当時の問題意識

平成17年改正法以前の保険業法においては、「不特定の者³⁾」を相手方として保険の引受けを行う事業が規制の対象とされ、他方、任意団体等が特別な法律上の根拠なく「特定の者」を相手方として保険の引受けを行う事業、いわゆる「根拠法のない共済」については、自発的な相互共助を基礎とするものであり、保険業法の規制は不要とされてきた⁴⁾。

しかしながら、そうした根拠法のない共済の規模や形態の多様化が進んだことから、国民生活センターや消費生活センターに、共済業者の信用性やマルチ商法の勧誘方法に対する問い合わせが寄せられ、相談件数も平成10年以降毎年増加するという状況が見られた⁵⁾。

平成16年に行われた総務省調査⁶⁾では、根拠法のない共済について、

任意団体等について166団体、企業内共済等について85団体、公益法人等について119団体、あわせて370団体を対象に実地調査が行われた。その結果、根拠法のない共済は、特に任意団体を中心にここ数年で急増しており、募集方法等の適正性の確保、正確な財務情報の開示、適正な責任準備金の積立て等において対処すべき課題が見られるとともに、根拠法のない共済の実態を個別に、継続して把握するため、また、問題のあるものについて適切な対応を図るための仕組みが整備されることが必要との指摘がなされた⁷⁾。

更に、平成16年12月にとりまとめられた金融審議会第二部会報告書⁸⁾においては、根拠法のない共済の急増とその事業内容の多様化に伴い、不特定の者を相手に保険の引受けを行う保険業との区別が容易でなくなりつつある点や、根拠法のない共済については、①保険会社が提供しない特定のニーズに対応した商品提供の担い手となっている、②多様な商品を多様な形態で提供している、③連鎖販売取引等の不適切な販売方法をとるものや財務基盤が脆弱なものなどがあり、契約者保護の観点から問題がある等の指摘がなされている点も踏まえ、契約者保護や公正な競争条件の観点からあるべき規制の在り方について検討することが必要とされ、あわせて保険業法が適用されるべき範囲、少額短期保障事業者（仮称）、及び既存の事業者についての対応等について具体的な提言がなされた。

2. 平成17年改正法の内容

平成17年改正法では、こうした指摘や提言を踏まえて以下の改正が行われた。

(1) 保険業法の定義の改正

平成17年改正法以前の保険業法においては、「保険業」は、「不特定の者を相手方として保険の引受けを行う事業」と定められていたが、根拠法のない共済の急増とその事業内容の多様化を背景に、不特定の

者を相手に保険の引受けを行う保険業と特定の者を相手方として保険の引受けを行う共済事業の区別が容易でなくなりつつある点を踏まえ、保険業法の対象となる「保険業」の定義から「不特定の者を相手方として」との要件が削除され、特定・不特定を問わず、保険の引受けを行う事業について原則として保険業法の規定を適用することとされた（法2条1項⁹⁾）。

また、保険業法の規定を適用する必要がないものについて、個別に法令で列挙して「保険業」から除外されることとされた（図表1参照）。

保険業法の適用除外とされるものについては、大きく4つに分類することができると思われる。1つ目は、他の法律に特別の規定のあるもの、つまり、根拠法のある共済であり、保険業法以外の特別の法律によって規制を受けることから、保険業法の適用除外とされる。2つ目は、地方公共団体がその住民を相手方として行うものであり、行政庁たる地方公共団体が条例に基づき行う共済に対し、更に保険業法による適正性を確保する必要がないとされる¹⁰⁾。3つ目は、1,000人以下の者を相手方として保険の引受けを行うものであり、当事者の自治による監督が可能と考えられること、また当該団体の行う共済が万一破綻したとしても、その影響の及ぶ範囲が限定されていると考えられること等から、保険業法の適用除外とされる¹¹⁾¹²⁾。

これらのほか、4番目のカテゴリーとして適用除外とされるのが、保険の引受けについて構成員の自治のみによる監督を理由に自己責任を問うことが可能な団体であり、保険の引受けを主目的とした団体との区別が明確である団体が行う共済である¹³⁾¹⁴⁾。この2つの要件については、更に、

- (i) 団体の構成員相互間に極めて密接な関係があることが社会通念上明らかであること
- (ii) 保険の引受けを行う主体（保険者）と相手方の間に極めて密接な関係があることが社会通念上明らかであること

(iii) 団体の構成員に保険への加入を主目的とした構成員がいないことが明確であること

等の要件を満たすことが必要¹⁵⁾とされ、行政当局によりこれらの要件を満たしているものとして判断された¹⁶⁾ものが、保険業法2条1項ロ～へ、同法施行令1条の3の1号～9号（以下、本稿において「法」は保険業法、「令」は保険業法施行令、「規則」は保険業法施行規則をいう。）に規定された14団体であり、図表1の4(1)～(14)¹⁷⁾のとおりである。

なお、少額短期保険業者向けの監督指針では、一定の人的・社会的関係に基づき、慶弔見舞金等の給付を行うことが社会慣行として広く一般に認められているもので、社会通念上その給付金額が妥当なものは、そもそも保険業には含まれないとしたうえで、その社会通念上妥当な給付金額は、10万円以下とされている¹⁸⁾。

図表 1 保険業法の適用除外とされるもの

1. 他の法律に特別の規定のあるもの	法2条1項1号
2. 地方公共団体がその住民を相手方として行うもの	法2条1項2号イ
3. 政令で定める人数(1,000人)以下の者を相手方とするもの	法2条1項3号
4. 保険の引受けについて構成員の自治のみによる監督を理由に自己責任を問うことが可能な団体であり、保険の引受けを主目的とした団体との区別が明確であるもの	
(1) 一の会社その他の事業者またはその役職員が構成する団体が、その役職員・親族を相手方として行うもの	法2条1項2号ロ
(2) 一の労働組合が、その組合員・親族を相手方として行うもの	法2条1項2号ハ
(3) 会社が、同一の会社集団に属する他の会社を相手方として行うもの	法2条1項2号ニ
(4) 一の学校またはその学生が構成する団体が、その学生等を相手方として行うもの	法2条1項2号ホ
(5) 一の地縁による団体が、その構成員を相手方として行うもの	法2条1項2号ヘ
(6) 地方公共団体が、区域内の事業者・その役職員を相手方として行うもの	令1条の31号
(7) 一の連結対象グループ内の会社またはその役職員が構成する団体が、	令1条の3

	その会社、役職員・親族を相手方として行うもの	2号
(8)	宗教法人法上の一の包括宗教法人、被包括宗教法人またはそれらの役職員が構成する団体が、当該宗教法人、それらの役職員・親族を相手方として行うもの	令1条の3 3号
(9)	一の国家公務員共済組合、または同一の任命権者により任命された一の地方公務員等共済組合の組合員が構成する団体が、それぞれの構成員・親族を相手方として行うもの	令1条の3 4号
(10)	国会議員、同一の地方議会の議員が構成する団体が、それぞれに属する議員・親族を相手方として行うもの	令1条の3 5号
(11)	一の学校が、児童・幼児を相手方として行うもの	令1条の3 6号
(12)	一の専修学校、一部の一の各種学校またはそれらの生徒が構成する団体が、それぞれの生徒を相手方として行うもの	令1条の3 7号
(13)	同一の学校法人が設置した複数の学校の学生等が構成する団体が、その学生等を相手方として行うもの	令1条の3 8号
(14)	一の学校または同一の学校法人が設置した複数の学校のPTAが、当該PTAの構成員またはその学生等を相手方として行うもの	令1条の3 9号

[出典]筆者にて作成

(2) 少額短期保険業の創設

①趣旨

上記の適用除外に該当しない共済事業については、契約者保護や公正な競争条件の観点から、保険会社の提供する商品と同様の商品が提供される場合には、基本的には保険業法の規制が適用されるべきである¹⁹⁾が、契約者保護や公正な競争条件に加え、特定のニーズに対応した保険商品の円滑な提供の観点等を総合的に勘案し、一定の事業規模の範囲内で保険期間が短期のものであって、保険金が見舞金、葬儀費用、個人の通常の活動の範囲内で生じる物損等の填補程度に留まる等の少額・短期の保障のみを取り扱う事業者について、新たな規制の枠組みとして「少額短期保険業」を創設することとされた²⁰⁾²¹⁾。

②概要

保険業法において、少額短期保険業が新たに保険業の定義に加えら

れ、少額短期保険業とは、保険業のうち、保険期間が2年以内であり、かつ、保険金額1,000万円を超えない範囲内で政令で定める金額以下の保険のみの引受けを行う事業をいうこととされた（法2条17項）。

少額短期保険業では、少額・短期のみの保険の引受けを行い、保険会社のように長期契約や巨大リスクの引受けを行うものではないことから、その事業の特性を踏まえ、参入規制・財産的基礎をはじめ、兼営規制、商品審査等が保険会社に比べて緩和されている²²⁾。

少額短期保険業者に係る規制の概要は以下のとおりである。なお、保険会社との規制の比較は図表2参照。

(i) 参入規制

少額短期保険業は登録制とされ、一定の事由に該当する場合（株式会社または相互会社でない場合、一定の財産的基礎を有しない場合、定款又は事業方法書等が法令や基準に適合しない場合、会社又は役員に5年以内の行政処分歴や刑罰歴がある場合、業務を的確に遂行するに足る人的構成を有しない場合等）には、登録が拒否される（法272条の4）。なお、登録は、免許と同様に講学上の許可に相当するものと考えられるが、登録の場合、登録拒否要件に該当すれば登録は拒否され、該当しなければ登録が行われることとなり、免許に比べて、行政庁の裁量の余地は乏しいとされる²³⁾。

(ii) 財産的基礎

少額短期保険業者には、その業務の健全かつ適切な運営を確保し、保険契約者等の保護を図る観点から、財産的基礎として一定の水準以上の資本金等を有することが求められる。具体的には、最低資本金等として、資本金の額または基金の総額は1,000万円²⁴⁾以上であることが必要とされる（法272条の4 1項2号、令38条の3）。

また、最低資本金等のみでは、累積損失の発生等により、最低資本金に相当する資産が不足する場合もあり得ることから、最低資本金規

制とは別に、純資産額が1,000万円以上であることが求められる²⁵⁾（法272条の4 1項3号）。

更に、少額短期保険業者には、事業の開始時に1,000万円、翌事業年度からは、事業開始時の1,000万円に加え、前年度の年間収受保険料の5%の供託金²⁶⁾が義務付けられている（法272条の5、令38条の4、規則211条の9等）。

（iii）事業規模

少額短期保険業者は、たとえ少額・短期の保険であっても、事業規模を拡大して多数の者を相手方として事業を行った場合には、破綻した場合等の影響が甚大となる恐れがあることから、一事業年度に収受する保険料の総額が50億円²⁷⁾を超えてはならないとされる（法272条2項、令38条）。

（iv）取扱商品（兼営可能）

少額短期保険業者は、少額・短期の範囲内で生命保険業と損害保険業の兼営が認められ、生命保険・損害保険の両方の商品を取り扱うことが可能とされている。保険会社の場合、長期契約のリスクと巨大災害リスクを分離する観点から生損兼営が禁止されているが、少額短期保険業者については、少額で短期の保険契約のみを引き受けることから、生損兼営を禁止する必要はないとされる²⁸⁾。

少額短期保険業者の引き受けられる保険の保険期間は、原則として1年以内、損害保険については2年以内とされる（法2条17項、令1条の5）。保険期間を原則として1年以内とする点については、これにより、将来の保険金支払に備えて収受した保険料を運用する必要がなくなるため、資産運用リスクの発生を回避できること、また万一破綻した場合にも、保険契約者の乗換え費用が限定されることを考慮したものである²⁹⁾。なお、損害保険の保険期間については、根拠法のない

共済において、契約期間が通常 2 年である賃貸借契約等に関連して締結されることが多いとの実態を踏まえたものとされる³⁰⁾。

また、少額短期保険業者として引き受けられる保険金額については、少額短期保険業者が破綻した場合の保険契約者が被る被害を限定する観点から、「保険金が見舞金、葬儀費用、個人の通常の活動の範囲内で生じる物損等の填補程度に留まる等の少額・短期の保障のみを取り扱う」という少額短期保険業の創設趣旨、および根拠法のない共済が実際に提供していた保障内容³¹⁾等も踏まえ、保険種類に応じ、一の被保険者につき、図表 2 の額を限度とされる³²⁾ (法 2 条 17 項、令 1 条の 6)。

一方、少額短期保険業者が引き受けられない保険として、a) 生存保険、b) 満期返戻金を支払う保険、c) 特別勘定に経理される保険、d) 再保険、e) 外貨建ての保険、f) 保険金の支払が、一年を超えて定期的に、または分割払いの方法により行われる保険が規定されている (法 2 条 17 項、令 1 条の 7)。これは、少額短期保険業では、少額・短期の保険のみの引受けを行うことを前提に、参入基準のほか、後述のとおり商品審査基準が緩和されており、積立型の保険や運用を前提とした保険など、業務を的確に遂行する上でリスク管理を始めとした相応の体制整備が必要となる保険の取扱いは認められないことによる³³⁾。

(v) 商品審査

少額短期保険業を行うにあたっては、事業方法書、普通保険約款、保険料及び責任準備金の算出方法書 (以下「算出方法書」という。) 等の書類を作成し、行政庁に登録申請を行う必要がある (法 272 条の 2)、また登録後に変更を行う場合は事前に届け出て審査を受ける必要がある (法 272 条の 19)。

ただし、少額短期保険業者の場合、その引き受ける保険が少額・短期・(いわゆる) 掛捨てに限定されていることから、その商品特性に鑑

み、少額短期保険業者の事業方法書および普通保険約款の審査基準は、保険会社に比べ簡素化されている³⁴⁾。また、算出方法書についても、保険会社の場合は、行政庁による事前審査が行われるのに対し、少額短期保険業者の場合は、保険料の算出方法が保険数理に基づき合理的かつ妥当なものであることを保険計理人が確認した意見書の提出をもって事前審査を行わない仕組みとしているほか、審査基準も保険会社に比べ簡素化されている³⁵⁾³⁶⁾。

(vi) 資産運用

少額短期保険業者が保険料として収受した金銭その他の資産の運用方法は、引き受けられる保険期間が短期に限定されることから、長期的な運用利回りを確保するために保険会社のような幅広い資産運用を行うことは想定されず、また後述のとおり少額短期保険業者にはセーフティネットがないことから、保険契約者保護のために財務の健全性確保が重要であることを踏まえ、銀行等への預貯金、国債・地方債、金銭信託（ただし元本補填契約のあるものに限る）等の相対的に運用リスクが低く、流動性の高い安全資産に限定されている³⁷⁾（法272条の12、規則211条の26～28）。

(vii) 業務範囲

少額短期保険業者には専業義務が課され、少額短期保険業及びこれに付随する業務のほか、原則として他の業務を行うことはできない（法272条の11 1項）。また、少額短期保険業に関連する業務として、行政庁の承認を受けて、他の少額短期保険業者または保険会社等の保険業に係る業務代理または事務代行を行うことができるとされる（法272条の11 2項、規則211条の24）。

保険会社³⁸⁾に比べ、このように極めて限られた業務しか認められないのは、保険契約者等の保護の観点から他業に伴うリスクを遮断する

ことのほか、保険会社に比べ緩やかな参入規制等が課せられていることや運用方法が限定されていることもその理由とされる³⁹⁾。

(viii) 責任準備金等

保険会社の計理に関する規定は、概ね少額短期保険業者にも準用され、責任準備金のほか、価格変動準備金、支払備金を積み立てなければならないとされている（法272条の18）。

ただし、少額短期保険業者の責任準備金については、その計算区分は「普通責任準備金」（未経過保険料と初年度収支残高のいずれか大きい金額を積み立てるもの）、「異常危険準備金」、「契約者配当準備金等」とされており、例えば生命保険会社の責任準備金の計算区分のうち、「保険料積立金」、「払戻積立金」、「危険準備金」が規定されていないが、こうした規定の相違は、少額短期保険業者の引き受けられる保険が短期・掛捨てに限定されていることによるものとされる⁴⁰⁾。

(ix) セーフティネット

少額短期保険業者は、少額・短期・掛捨てのものに限定して引受けを行うこと、運用方法を預金や国債といった安全資産に限定し、資産運用リスクを排除していること、また破綻の場合に備えて事業規模に応じた供託金を義務付けていること等により、万一の破綻の場合に保険契約者等に生じる損害が限定されていること、更に保険契約者保護機構のように破綻会社に資金援助を行う仕組みを設けるとすれば、少額短期保険業者及びその保険契約者にとって過度な負担になることから、セーフティネットの対象とはされていない⁴¹⁾。

(x) その他

少額短期保険業者に係る支払余力基準⁴²⁾、情報開示規制⁴³⁾、募集規制⁴⁴⁾、検査・監督⁴⁵⁾等は基本的には保険会社の場合と同様とされる。

図表 2 少額短期保険業者と保険会社の規制の比較

項目	少額短期保険業者	保険会社												
参入規制	<input type="checkbox"/> 登録制	<input type="checkbox"/> 免許制												
最低資本金等	<input type="checkbox"/> 1,000万円	<input type="checkbox"/> 10億円												
純資産額	<input type="checkbox"/> 1,000万円	<input type="checkbox"/> なし												
供託金	<input type="checkbox"/> 1,000万円+年間収受保険料の5% ※保証委託契約、責任保険契約（1,000万円超部分のみ）による代替可能。	<input type="checkbox"/> なし												
事業規模	<input type="checkbox"/> 年間収受保険料50億円以下	<input type="checkbox"/> 無制限												
生損兼営	<input type="checkbox"/> 生保・損保兼営可能	<input type="checkbox"/> 兼営禁止												
取扱商品	<input type="checkbox"/> 少額・短期（生保1年、損保2年）・掛捨てに限定 ⇒具体的には、 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>①死亡保険</td> <td>300万円</td> </tr> <tr> <td>②医療保険等</td> <td>80万円</td> </tr> <tr> <td>③重度障害保険</td> <td>300万円</td> </tr> <tr> <td>④特定重度障害保険</td> <td>600万円</td> </tr> <tr> <td>⑤傷害死亡保険</td> <td>600万円</td> </tr> <tr> <td>⑥損害保険</td> <td>1,000万円</td> </tr> </table>	①死亡保険	300万円	②医療保険等	80万円	③重度障害保険	300万円	④特定重度障害保険	600万円	⑤傷害死亡保険	600万円	⑥損害保険	1,000万円	<input type="checkbox"/> 無限定
①死亡保険	300万円													
②医療保険等	80万円													
③重度障害保険	300万円													
④特定重度障害保険	600万円													
⑤傷害死亡保険	600万円													
⑥損害保険	1,000万円													
資産運用	<input type="checkbox"/> 預貯金、国債・地方債、元本補填のある金銭信託 ※外貨建て資産、株式保有は禁止	<input type="checkbox"/> 原則自由												
業務範囲	<input type="checkbox"/> 本業 +他の少額短期保険業者・保険会社のための代理代行	<input type="checkbox"/> 本業 +他の保険会社その他金融業を行う者の代理代行等、債務の保証、金銭債権の取得・譲渡等 +法定他業												
責任準備金等	<input type="checkbox"/> 責任準備金、価格変動準備金、支払備金 ※短期・掛捨てに限定されることによる差異あり	<input type="checkbox"/> 基本的に左記と同様												
セーフティネット	<input type="checkbox"/> 加入対象とされない	<input type="checkbox"/> 加入対象												
その他	<input type="checkbox"/> 支払余力基準、情報開示、募集規制、検査・監督等は基本的に同様													

[出典]保井ほか・前掲10・41頁図表5に基づき、筆者にて作成

(3) 経過措置等

平成17年改正法の制定時には、上記(1)で見たとおり、根拠法のない共済を行う事業者が多く存在していた。改正法により保険業の定義が改正され、「特定の者」を相手方として保険の引受けを行う事業についても、平成18年4月1日以降は原則として保険業法の適用を受けることから、保険業の免許または少額短期保険業の登録を受けることが必要となった。しかしながら、当時存在した根拠法のない共済を行う事業者が、保険業の免許または少額短期保険業の登録を受けるためには、株式会社や相互会社を設立し、保険契約を移転するための準備等が必要となることから、既存の共済事業者の円滑な移行を図り、もってこれらの共済に加入する契約者等の保護の観点から、所要の経過措置が設けられた。

① 特定保険業者に対する経過措置⁴⁶⁾

平成17年改正法の施行(平成18年4月1日)の際に特定保険業(平成17年改正法2条1項⁴⁷⁾に規定する保険業であって、同法による改正前の保険業法2条1項に規定する保険業に該当しないもの、すなわち、特定の者を相手方として保険の引受けを行う事業をいう。以下同じ。)を行っていた者(以下「特定保険業者」という。)については、施行日から2年を経過する日までの間は、新制度移行への準備期間として、一定の規制を遵守することで、引き続き特定保険業を行うことが認められた(平成17年改正法附則2条1項)。

なお、平成17年改正法の施行の際に現に特定保険業を行っていた者のうち当該施行の日の前に引き受けた保険契約に係る業務及び財産の管理のみを行う場合には、「特定保険業者」には該当せず⁴⁸⁾、「なお、従前の例による」とされ、当該保険契約が終了するまで当該業務及び財産の管理を続けることが認められた(平成17年改正法附則2条2項)。

(i) 特定保険業者の届出

平成17年改正法の施行後も引き続き特定保険業を行う特定保険業者は、同法の施行日から6ヶ月を経過する日までに、届出書を内閣総理大臣に提出しなければならない⁴⁹⁾（平成17年改正法附則3条1項）。

(ii) 特定保険業者に係る規制

特定保険業者は、2年間の移行期間中であっても、契約者保護等の観点から、業務運営に関する措置、募集規制、行政庁による検査・監督等について、少額短期保険業者とみなして⁵⁰⁾保険業法の規定が適用される（平成17年改正法附則4条）。

業務運営に関する措置については、その業務に係る重要な事項の顧客への説明等において、当該業務の的確な遂行その他の健全かつ適切な運営を確保するための措置を講じなければならない（平成17年改正法附則4条1項、法272条の13 2項において準用する法100条の2、同法規則附則9～11条）とされ、また保険募集については、適正な保険募集がなされる必要があることから、保険会社の保険募集に係る規制の多くが適用される⁵¹⁾（平成17年改正法附則4条1項）。

業務報告書については、行政庁に提出された後、保険契約者等の秘密を害する恐れのある事項や特定保険業者の業務の遂行上不当な不利益を与える恐れのある事項を除き、契約者等の保護に必要とされる部分について、行政庁により公衆の縦覧に供される（平成17年改正法附則4条6項、改正規則附則14条）。

検査・監督に係る規制としては、報告徴求・立入検査のほか、特定保険業者の業務・財産の状況等に照らして契約者等の保護を図るために必要があると認められるときは、保険約款等に定めた事項の変更⁵²⁾をはじめ、業務の改善、停止または廃止を命じることができるとされている（平成17年改正法附則4条1項、法272条の22～24、法272条の25 1項、法272条の26～27）。

また、新制度への円滑な移行のため、保険業法の保険契約の移転、

事業譲渡、業務及び財産の管理の委託等の規定が特定保険業者にも適用される。なお、特定保険業者が、特定保険業を廃止しようとする場合は、行政庁の承認を受けなければならない（平成17年改正法附則4条13項）。これは、残された保険契約がある場合にその契約者等の保護を確保する必要があるためである⁵³⁾。

(iii) 特定保険業者の移行

特定保険業者は、原則として、2年の移行期間（平成18年4月1日から平成20年3月31日まで）の間に、保険業法の規制に適合するための措置として、a) 保険会社へ移行、b) 少額短期保険業者へ移行、c) 保険業法の適用除外となつて共済事業を継続（制度共済への移行を含む）、d) 他の保険会社等との間で団体契約を締結し、契約者への保障を継続、e) 他の保険会社等に共済契約を移転等の措置のいずれかを講じなければならない（図表3参照）。

ただし、特定保険業者が、2年の移行期間中に保険業法の規制に適合するための措置を講じることができなかった場合、その期限の日から更に1年を経過する日まで⁵⁴⁾の間に限り、その期限の日前に引き受けた保険契約に係る業務及び財産の管理のみを行うことが認められ、その間に、保険会社又は少額短期保険業者との契約により、当該保険契約を移転し又は当該保険契約に係る業務及び財産の管理の委託を行うこととされる（平成17年改正法附則2条3項）。

なお、2年間の移行期間中に、保険会社の免許又は少額短期保険業者の登録が拒否された場合、あるいは業務の廃止を命じられた場合等には、登録等の拒否・業務の廃止を命じられた日から1年以内⁵⁵⁾に保有している保険契約を保険会社または少額短期保険業者に移転等を行い、業務を廃止することになる（平成17年改正法附則2条1項、3項）。

②公益法人に関する経過措置

(i) 公益法人⁵⁶⁾に関する経過措置

平成17年改正法が検討されていた時期に、政府において公益法人制度の抜本的改革について検討が進められていたこと、また、公益法人には、それぞれの事業を所管する主務官庁があったこと等を踏まえ、平成17年改正法においては、同法の施行の際に現に特定保険業を行っている公益法人について、保険業法の規制対象としつつも、当分の間、引き続き特定保険業を行うことが認められた(同法附則5条1項)。この場合、公益法人の行う特定保険業には、保険募集に係る行為規制のみを適用する⁵⁷⁾こととし、当該規制の遵守状況は、主務官庁が他の事業と併せて民法の関連規定に基づき監督を行う⁵⁸⁾⁵⁹⁾こととされた。

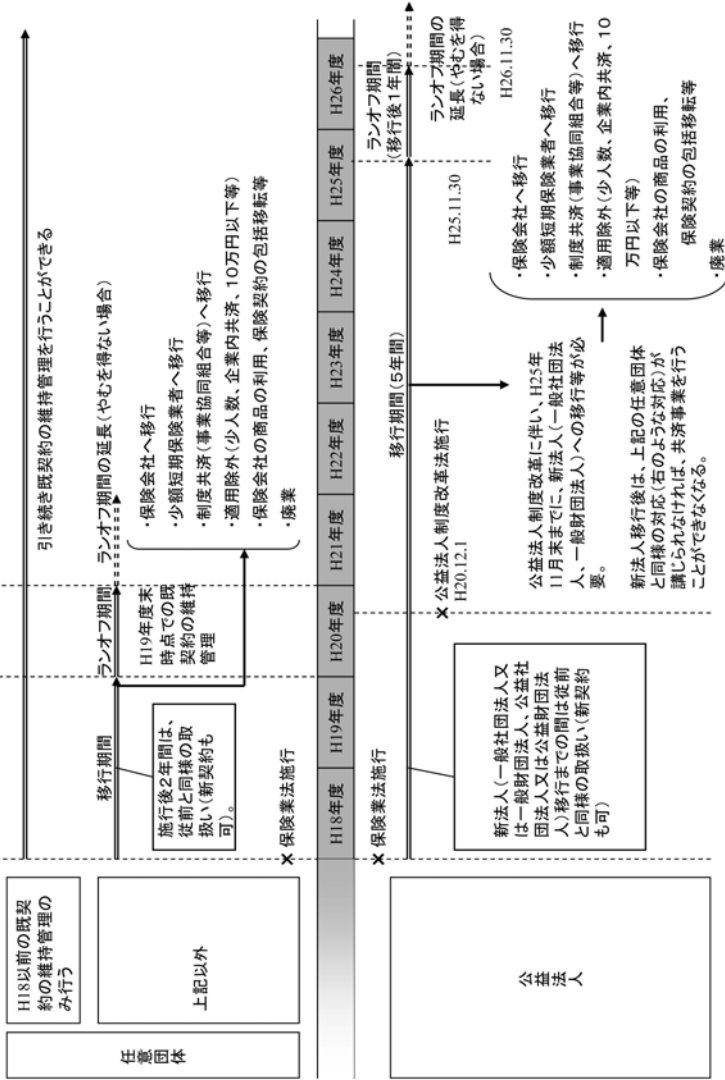
(ii) 移行法人に関する特例措置

平成18年の公益法人制度改革において、従来の主務官庁による公益法人の設立認可制度に代えて、登記のみで簡便に社団法人・財団法人を設立できるよう改正されるとともに、既存の公益法人は「特例民法法人」⁶⁰⁾となり、改正法の施行日(平成20年12月1日)から5年間の移行期間内(平成25年11月30日)に、行政庁の認定を受けて公益社団法人又は公益財団法人に移行する⁶¹⁾か、行政庁の認可を受けて通常的一般社団法人又は一般財団法人に移行するかを選択のうえ移行する⁶²⁾こととされた。

同制度改革により、公益法人の経過措置終了後には、主務官庁による民法の関連規定に基づく監督は行われ⁶³⁾ないこととされたため、保険契約者等の保護を踏まえ、公益法人から、公益社団法人又は公益財団法人、あるいは一般社団法人又は一般財団法人に移行した法人(以下「移行法人」という。)が特定保険業を行う場合、移行登記後からは保険業法が全面的に適用されることとされた(平成17年改正法附則5条1項)。したがって、移行法人についても、上記①(iii)のa～eまでのいずれかの措置を平成25年11月30日までに講じなければならない

こととなった⁶⁴⁾ (図表 3 参照)。

図表 3 平成 17 年改正法による移行措置



〔出典〕筆者にて作成

③商工会議所等に関する経過措置

上記のほか、平成17年改正法の施行の際に現に特定保険業を行っている商工会議所、商工会、又は商工会連合会について、当分の間、引き続き特定保険業を行うことが認められ、公益法人と同様に保険募集に係る行為規制のみが適用することとされた（同法附則5条2項、3項）。

④検討規定

平成17年改正法の施行後5年以内に、再保険を保険会社に付して行う業務その他の少額短期保険業者の業務の状況、保険会社が引き受ける保険の多様化の状況、経済社会情勢の変化等を勘案し、保険業に係る制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるとの検討規定が置かれた（平成17年改正法附則38条2項）。

注3）「不特定の者」を相手方として保険の引受けを行っているか否かは、①当該団体の組織化の程度（構成員の団体帰属に係る意識度）、②当該団体への加入要件についての客観性、難易の程度、③当該団体の本来的事業の実施の程度等をもとに、総合的に判断するとされる（平成16年4月12日付金融庁保険課ノーアクションレター）。

- 4）金融審議会金融分科会第二部会報告書 平成16年12月14日「根拠法のない共済への対応について」1頁。
- 5）平成16年6月4日国民生活センター「根拠法のない共済（いわゆる“無認可共済”）をめぐる現状等について」によれば、共済（根拠法のある共済も含む）に関する相談は、平成10年度には363件だったが、その後年々増加し、平成14年度に800件を超えている。また、マルチあるいはマルチまがい取引に関する相談件数については、平成10年度の4件から平成14年度に99件、平成15年度には121件と急増している。
- 6）「根拠法のない共済に関する調査結果報告書」（平成16年10月 総務省行政評価局）では、任意団体等による共済として全国422団体、企業内共済等として27都道府県103団体、公益法人等による共済として29都道府県の159団体を抽出し、実際には共済を実施していなかったもの（154団体）、既に休廃止していたもの（10団体）や所在不明となっているもの（80団体）、調査協力が得られなかったもの（70団体）を除外したうえで、あわせて370団体を対象に実地

- 調査が行われた。
- 7) 前掲 6・96頁。
 - 8) 前掲 4。
 - 9) 保険業法 2 条 1 項「この法律において「保険業」とは、人の生存又は死亡に関し一定額の保険金を支払うことを約し保険料を收受する保険、一定の偶然の事故によって生ずることのある損害をてん補することを約し保険料を收受する保険その他の保険で、第 3 条第 4 項各号又は第 5 項各号に掲げるものの引受けを行う事業（次に掲げるものを除く。）をいう（以下省略）。」
 - 10) 保井俊之編著 豊田真由子・白藤文祐著「保険業法Q&A 少額短期保険業のポイント」（保険毎日新聞社）7 頁。
 - 11) 保井ほか・前掲10・16頁。
 - 12) 村田敏一「『根拠法のない共済』規制立法の現状と今後の課題」保険学雑誌 592号46頁では、1,000人以下の者を適用除外とする根拠について、上記のほか、「その程度員数では少なくとも家計向け保険においては大多数の法則が成立せず監督に値する保険業として成り立たないため、確実な保険保護が期待されない点」が指摘されている。
 - 13) 保井ほか・前掲10・7～8 頁。
 - 14) 村田・前掲12・43～46頁では、平成17年改正法について、「保険業の定義から相手方の不特定性という曖昧な要件を排除し、かつ保険業から除外される対象を限定列举方式により明示したことは、（中略）、実質的に保険業を営むにもかかわらず不特定性の要件等を盾に免許（登録）による規制を回避しようとする者を排除する機能を有する」という点で評価できるとしつつも、法 2 条 2 号により適用除外とされた対象について、構成員自治により自己責任を問うことができるとのロジックに対して、「消費者保護上本当に妥当なものかどうかについての検証が必要」であり、保険業や少額短期保険業とは同水準でなくとも何らかの規制措置を講ずる等の検討を継続する必要があるとの指摘がなされている。この点については、平成22年改正法においても特段の措置は講じられておらず、引き続き検討課題と考えられる。
 - 15) 保井ほか・前掲10・8 頁。更に、上記 (i) (ii) の「極めて密接な関係」とは、(a) 共済を運営している団体が高い自治性を有していることが社会通念上・法令上明らかであること（一つの職場内・一の学校内など、その構成員が、制度および実態として生活等を共にし、相互に扶助を行うことが当然と認められ、かつ万一の破綻の際にも、処理を自治に委ねることが制度上および実態上適当と認められることとされ、基本的には、同一法人などの極めて同質性が高い団体に限定される）、及び (b) 団体の位置づけ・外縁が既存の法制度上明確であること（保険業法の適用除外に該当するか否かは刑事罰の適用に直結するので、規制の厳格な実効性が求められる）とされる。
 - 16) 保井ほか・前掲10・8 頁。

- 17) 保険業法の適用除外については、平成24年1月6日に、金融庁より「保険業法施行令の一部を改正する政令（案）」が公表され、改正案がパブリックコメント手続きに付されている。同政令（案）では、図表1の4.(9)に関し、一の地方公務員等共済組合の組合員が構成する団体について、「同一の任命権者により任命された組合員が構成する団体」を「一の都道府県の区域内に所在する団体」に改正する案が示されている。
- 18) 保険会社向けの総合的な監督指針（別冊）少額短期保険業者向けの監督指針Ⅲ－1－1（1）。
- 19) 前掲4・3頁。
- 20) 前掲4・5頁。
- 21) 日本少額短期保険協会から公表されている「2010年度の少額短期保険業界の決算概況について」によれば、少額短期保険業者の新規登録事業者数は平成18年度2業者、平成19年度29業者、平成20年度32業者、平成21年度2業者、平成22年度2業者、平成22年度末で66業者（合併のため1事業者減）とされる。同公表資料によれば、平成22年度決算では、業界全体で、保有契約件数は425万件（対前年比108.5%）、収入保険料466億円（対前年比112.2%）となり、平成21年度決算では全事業者の2/3が赤字決算となっていたが、平成22年度決算では半数以上の事業者が黒字化を達成し、経営の安定化と財務基盤の確立が進展しているとされる。また、取扱保険種目別では、家財・賠償30社、費用・その他4社、ペット7社、生保・医療29社となっているが、保有件数の約9割、収入保険料の約7割を家財・賠償が占めている状況。なお、金融庁HPによれば、平成24年2月20日時点で登録数は70社に達している。
- 22) 新川浩嗣編著 端本秀夫・赤平吉仁著「無認可共済の法規制－保険業法改正のコンメンタール」（金融財政事情研究会）14頁。
- 23) 安居孝啓編著「最新保険業法の解説（改訂版）」（大成出版社）786頁、792頁。なお、許可とは、行政法上、法令による特定の行為の一般的禁止（不作為義務）を特定の場合に解除し、適法にこれを行うことができるようにする行政行為をいう。
- 24) 1,000万円の水準については、保険契約者の保護や少額短期保険業者の健全性に配慮しつつ、既存の根拠法のない共済や新規参入する事業者にとって、過度の障壁とならないようにとの観点も踏まえて設定された（保井ほか・前掲10・90頁）。
- 25) 保井ほか・前掲10・93頁。
- 26) 実際に金銭を供託所に供託する代わりに、銀行等との間で、少額短期保険業者のために所要の供託金が行政庁の命令に応じて供託される旨の契約（保証委託契約）を締結すること（法272条の5 3項）、あるいは損害保険会社との間で、少額短期保険業者が保険金の支払に不足する場合、当該少額短期保険業者の支払うべき保険金の全部または一部に相当する額を少額短期保険業

- 者に支払う旨の契約（責任保険契約）を締結すること（法272条の6 1項、令38条の8 1項1号）も認められる。
- 27) 保井ほか・前掲10・51頁によれば、年間収受保険料を50億円とした趣旨は、内部留保の核は資本金または基金であり、保険会社の最低資本金等が10億円であることから、10億円以上の最低資本金を有する少額短期保険業者については保険会社として事業を行うことが適切であるとしたうえで、ソルベンシー・マージン比率で健全な水準200%を維持するために10億円の内部留保に対して保有できるリスク総額は10億円であり、この額は概ね50億円程度の保険料収入がある場合のリスク総額に相当すると考えられることによる。
- 28) 保井ほか・前掲10・43頁。
- 29) 安居・前掲23・783頁。
- 30) 保井ほか・前掲10・64頁。
- 31) 保井ほか・前掲10・67頁及び70頁によれば、上限額の設定にあたっては、平成16年10月の総務省報告（前掲6）において、「共済の種類『葬儀』の支払最高限度額別の団体数（葬儀費用支給額）（任意団体等）」の内訳は、300万円未満が約54%であること、また「共済の種類『家財』の支払最高限度額別の団体数（家財保障額）（任意団体等）」の内訳は、1,000万円未満が約59%となっていること等が参考にされたとされる。
- 32) 保険金額の上限については、令1条の6による一の被保険者についての保険金額の上限のほか、次の規制を受ける。即ち、少額短期保険業者が一の保険契約者に関して引き受けることのできる保険金額の上限は、一の被保険者当たり1,000万円を超えてはならない（令38条の9 1項）。更に、この場合、一の保険契約者に係る被保険者の総数は100人を超えてはならず、また一の被保険者当たりの令1条の6各号に掲げる保険の種類ごとの保険金額の合計額は、それぞれ令1条の6各号に定められた上限を超えてはならない（令38条の9 2項）。
- また、保険契約者が異なる場合であっても、一の被保険者について引き受ける全ての保険の保険金額の合計は、1,000万円を超えないための適切な措置を講じなければならない（規則211条の31 1項）。ただし、上記のいずれの場合も、低発生率保険（個人の日常生活における損害賠償責任を対象とする保険（自動車の運行に係るものを除く））を除く。
- 33) 保井ほか・前掲10・84頁。
- 34) 保井ほか・前掲10・100頁。なお、事業方法書および普通保険約款の審査基準として、保険金の支払基準及び限度額に関するものや、特別勘定または積立勘定に関するものなどは審査基準として定められていない（法5条、規則11条、法272条の4、規則211条の4、5）。
- 35) 保井ほか・前掲10・100頁。
- 36) 少額短期保険業者の算出方法書の審査基準について、保険会社のように「保

険料に関し、特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと」（規則12条2号）や「契約者価額の計算が、保険契約者等にとって不利益なものでないこと」（同条1号）を求める規定が設けられていないが、この点について、安居・前掲23・796頁では、少額短期保険業者の場合には、制度創設前の根拠法のない共済の行う事業の状況を踏まえれば、ある集団に属する者（会員等）のみを対象に事業を行うことが想定されるほか、引き受けるものが基本的に掛捨ての少額・短期の保険であり、契約者価額があまり問題とならないとの指摘がなされている。

37) 保井ほか・前掲10・84頁。

38) 保険会社については、固有業務、付随業務（保険業等の代理代行、債務の保証、有価証券の引受け又は募集等、金銭債権等の取得又は譲渡、デリバティブ取引等）のほか、固有業務の遂行を妨げない範囲で法定他業（有価証券関連業務、社債等の募集、保険金信託業務）並びに他の法律により行うことのできる業務を行うことができる（法97条、98条1項、99条、100条）。なお、少額短期保険業者に関連業務として認められる保険業に係る代理代行は、保険会社では付随業務に位置づけられる。

39) 安居・前掲23・816頁。

40) 「保険料積立金」は加齢とともにリスクが通増する長期の保険契約において、平準的に保険料を収入する保険契約において必要となる計算区分であり、短期契約のみを引き受ける少額短期保険業者には設けられていない。「払戻積立金」は、いわゆる積立保険のための責任準備金であり、満期返戻金を支払うことを約する保険を引き受けることができない少額短期保険業者には設けられていない。「危険準備金」は、生保リスクに相当するものは異常危険準備金の中で定められており、また変額保険の最低保証リスクに相当するものは少額短期保険業者では引き受けられないため定められていないほか、第三分野の保険リスクにかかるストレステストの対象とするリスクについては短期契約のみしか引き受けられない少額短期保険業者には求められていないとされる（保井ほか・前掲10・141頁）。

41) 保井ほか・前掲10・156頁。

42) 少額短期保険業者のソルベンシー・マージン比率も、保険会社の場合と同様に、資本金、基金、準備金等の合計額を、通常の予測を超える危険に対応する額の2分の1に相当する額で除すことにより計算する（平成18年金融庁告示14号1条参照）。ただし、その基本的な考え方に大きな差はないが、保有するリスクの特性や事業規模の相対的格差によるリスク分析能力に差異があり、概ね保険会社の基準の方がより精緻とされる（保井ほか・前掲10・155頁）。

43) 少額短期保険業者は、事業年度ごとに、業務及び財産の状況に関する事項を記載した説明書類を作成し、本店・主たる事務所を始め、すべての支店、営業所、事務所に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならない（法272条の

- 17において準用する法111条1項、規則211条の37 2項)。
- 44) 少額短期保険業者は、保険会社と同様に、その業務に係る重要な事項の顧客への説明等において、健全かつ適切な運営を確保するための措置を講じることが必要とされる(法272条の13 2項において準用する100条の2)。また、法2条22項において、少額短期保険業者のために保険契約の締結の代理または媒介を行う者は少額短期保険募集人とされ、法283条(生命保険募集人の1社専属)、法295条(損害保険自己契約)等を除き、保険募集に関する規定(法第3編)が適用される。
- 45) 少額短期保険業者は、報告徴求(法272条の22)、立入検査(法272条の23)、業務改善命令(法272条の25 1項)、登録取消し等(法272条の26)の適用を受け、行政庁の検査・監督の対象となる。
- 46) このほか、円滑な移行と契約者保護の観点から、特定保険業者であった保険会社等に関する経過措置(平成17年改正法附則6条、8条)、特定保険業者であった少額短期保険業者等に関する措置(同法附則16条)、特定保険業を行う法人に関する経過措置等の措置(同法附則15条)が設けられた。
- 47) 前掲9参照。
- 48) 特定保険業者に該当しないものとしては、本文に揚げた①既契約に係る業務及び財産の管理のみを行うものの他、②保険業法の適用除外とされるものとして、法2条1項各号及び令1条の3各号に規定されるもの、③「特定の者を相手方として」保険の引受けを行う事業ではないもの、すなわち、「不特定の者を相手方として」保険の引受けを行う事業を行うもの、④保険会社の免許または少額短期保険業者の登録を受けた者、⑤特定保険業を行う公益法人のうち、行政庁の認定や認可を受けて公益法人移行登記又は一般社団法人等移行登記をした法人が挙げられる(平成17年改正法附則2条1項～3項)。
- 49) 特定保険業者は、法施行の際に現に特定保険業を行っていることをもって特定保険業者とされ、届出を行うことをもって特定保険業者となるわけではないので、届出を行う前であっても、特定保険業者に係る規制は適用される(保井ほか・前掲10・220頁)。
- 50) 特定保険業者は、移行期間中に保険会社の免許を取得することも十分に考えられるので、少額短期保険業者に課される事業規模制限(法272条2項)や取扱商品の制限(法2条17項)等の規定は適用されない(新川ほか・前掲22・172頁)。
- 51) 特定保険業者及びその保険募集人には、所属保険会社等の賠償責任(法283条)、顧客に対する説明(法294条)、保険募集等に関する禁止行為(法300条1項)、報告徴求・立入検査(法305条)、業務改善命令(法306条)、登録の取消し等(法307条1項)、保険契約の申込みの撤回等(法309条)の募集規制が課せられる。なお、法300条については、平成17年改正法附則4条15項により、法300条1項の5号(保険契約者又は被保険者に対して、保険料の割引、

- 割戻しその他特別の利益の提供を約し、又は提供する行為)、8号(保険契約者又は被保険者に対して、これらの者に当該保険会社等の特定関係者が特別の利益の供与を約し、又は提供をしていることを知りながら、当該保険契約の申し込みをさせる行為)は適用対象外とされる。
- 52) 特定保険業者については、保険業法本則に基づく、保険約款や算出方法書の作成・届出義務は課されていないが、保険業を行っている以上は、これらについて一定の定めをしていると考えられるので、それらが適切かどうか行政庁が監督権を行使できることとされている(保井ほか・前掲10・224頁)。
- 53) 安居・前掲23・899頁。
- 54) 上記の期限については、保険契約の移転並びに保険契約に係る業務及び財産の管理の委託を行うことができないことについて内閣総理大臣がやむを得ない事由があると認めるときは、内閣総理大臣の指定する日まで延長することが認められる(平成17年改正法附則2条4項)。
- 55) 前注に同じ。
- 56) 一般社団・財団法人法等整備法による改正前の民法34条の規定により設立された法人。
- 57) 公益法人には、保険業法の規定のうち、事業主体の民事上の使用者責任(法283条)、保険募集に係る禁止行為のうち重要事項不告知等(法300条1項1号から3号まで)とその罰則(法317条の27号)が適用される(平成17年改正法附則5条3項)。
- 58) 特例民法法人の業務の監督について、なお従前の例によるとされ、公益法人(特例民法法人)には引き続き、旧民法の規定が適用される(一般社団・財団法人法等整備法95条)。
- 59) 公益法人が行う特定保険業に対しては、当該公益法人の主務官庁が、当該公益法人の業務の一部として監督を行い、前掲57の禁止行為を遵守させるための命令等を行うことができる(平成17年改正法附則5条4項)。
- 60) 一般社団法人・財団法人法等整備法の施行日(平成20年12月1日)以後は「特例民法法人」とされるが、本稿においては便宜上引き続き「公益法人」と呼称する。
- 61) 一般社団・財団法人法等整備法44条、46条。
- 62) 前注同法45条、46条。
- 63) 一般社団・財団法人法等整備法により、公益社団法人又は公益財団法人については、内閣総理大臣・都道府県知事は公益性の保持の観点からの適切性のみを監督し、一般社団法人又は一般財団法人については主務官庁の監督を受けないこととされた。
- 64) ただし、円滑な移行や契約者保護の観点から、移行法人は、移行後1年間は、移行前に引き受けた保険契約に係る業務及び財産の管理を行うことができる等の経過措置が設けられている(平成17年改正法附則5条5項、6項、7項、8項)。

Ⅲ. 平成22年改正法

1. 改正経緯等

(1) 平成17年改正法への対応状況

このように平成17年改正法により、共済事業を行う任意団体及び公益法人についても保険業法の規制の対象とされ、それぞれに経過措置が設けられ、その期間内に保険業法の規制に適合することが必要となったわけであるが、その対応状況について簡単に見てみたい。

図表4は、任意団体のうち、平成18年4月の施行後6ヶ月以内に特定保険業者の届出を行った431団体が、移行措置期間にどのような対応を行ったかを示した表である。

これによれば、a) 保険会社へ移行、b) 少額短期保険業者へ移行、c) 保険業法の適用除外となって共済事業を継続（制度共済への移行含む）、d) 他の保険会社等との間で団体契約を締結し、契約者への保障を継続、e) 他の保険会社等に共済契約を移転等のいずれかの対応を行ったものが約9割（385団体）あるが、このうちの8団体は、やむを得ない事由（特殊な商品を取扱っており、引受先がなかったもの等）により、移行が完了しておらず、特定保険業の延長承認⁶⁵⁾を受けている。一方で、約1割（46団体）の団体については、いずれの対応も取ることが困難であることから廃業しているが、このような廃業した団体の中には、保険業法の規制に抵触しないよう、既契約の維持・管理のみを行うものも存在している⁶⁶⁾。なお、この廃業団体（46団体）は、平成17年改正法の施行日（平成18年4月1日）後に特定保険業者の届出を行ったものが対象とされており、同法の公布（平成17年5月2日）後施行までに廃業した団体は含まれていない。

また、平成17年改正法の施行日前に引き受けた保険契約に係る業務及び財産の管理のみを行う者は、保険業法の規制の対象とはならず、「なお従前の例による」とされている（平成17年改正法附則2条2項）

ことから、図表4に掲げる特定保険業者とは別に、既契約の維持・管理のみを行う団体も存在していると考えられる。

図表4 特定保険業者の移行状況（平成21年6月末）

移行形態	平成21年	移行済	延長承認済 (注1)
	6月末		
a) 保険会社へ移行	4 (0.9%)	4	0
b) 少額短期保険業者へ移行	52 (12.1%)	52	0
c) 保険業法の適用除外となって共済事業を継続(注2)	198 (45.9%)	190	8
d) 他の保険会社等との間で団体契約を締結し、契約者への保障を継続する	105 (24.4%)	105	0
e) 他の保険会社等へ共済契約を移転等する	26 (6.0%)	26	0
以上、契約者への保障が継続される 移行形態 [A] (a + b + c + d + e)	385 (89.3%)	377	8
単純に廃業[B]	46 (10.7%)	45	1
合計 [A]+[B]	431 (100%)	422	9

(注1) 平成21年3月末までに改正保険業法への対応が完了しないことについてやむを得ない事由(特殊な商品を取扱っており、引受先がなかったもの等)があると認められた場合、特定保険業の延長が可能(平成17年改正法附則2条4項)。

(注2) 保険業法の適用除外の例

- ・制度共済に移行する。
- ・慶弔見舞金として、社会通念上妥当な金額(10万円)の範囲内の給付とする。
- ・契約者を1千人以下とする。
- ・一の職場内共済に運営を変更するなど、保険業法の適用除外規定に沿った形で運営する。

[出典]金融庁の1年(平成20事務年度)資料10-6-3(614頁)に基づき筆者にて改編

他方、内閣府の年次報告書⁶⁷⁾によれば、全国の公益法人が約24,000団体ある中で、事業内容による分類で、「共済」に分類されるものが991団体ある。もっとも、このうちのどの程度が保険業法の規制対象とな

る共済事業に該当するかどうかは不明⁶⁸⁾であるものの、共済事業に該当する場合には、一般社団・財団法人への移行（公益社団・財団法人への移行含む）後は、保険業法の規制対象とされることになる。しかしながら、平成21年11月末までの新法人への移行申請件数は、約24,000団体のうちの約400件⁶⁹⁾に止まっており、わずか1.7%に過ぎない状況であった。

（2）改正経緯

このような中、平成21年11月、衆議院財務金融委員会にて、平成17年の保険業法改正に対応できない団体があるとの佐々木議員（日本共産党）の指摘に対し、亀井金融担当大臣（当時）より、実態を調査して対応したい旨の答弁がなされ、次いで平成21年12月25日には、金融庁より、「共済事業の規制のあり方に係る検討について」が公表され、今後の検討の進め方として、共済事業についての実態調査及び関係団体・各省庁からのヒアリングを行ったうえで論点整理を公表する等の方針が示された。

その後、平成22年4月21日の「共済事業の規制のあり方についての方針（案）」の公表・意見募集を経て、5月11日に「保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案」（内閣提出第64号）が第174国会に上程⁷⁰⁾⁷¹⁾、11月12日に第176国会にて一部修正⁷²⁾された上で成立し、11月19日に公布の運びとなった。

2. 平成22年改正法の内容

以下、平成22年改正法の概要について見ていくこととするが、平成22年改正法の施行に伴い、平成22年改正法による改正後の平成17年改正法を「平成17年新改正法」ということとする。

（1）趣旨

平成17年改正法においては、特定の者を相手方として保険の引き受

けを行う事業についても、原則として保険業法の規制の対象とするなどの措置が講じられたところだが、同法改正前から共済事業を行ってきた団体の中には、改正後の保険業法の規制に直ちに適合することが容易でないものも存在している。

また、公益法人については、公益法人制度改革により、平成25年11月末までに新法人に移行することが必要となるが、新法人への移行後は、そのままの形態では共済事業を行うことができない状況にある。

以上を踏まえ、平成17年改正法前から共済事業を行ってきた団体等のうち、一定の要件に該当するものについて、保険業法の規制の特例を設け、当分の間、行政庁による監督の下、引き続きこれらの共済事業を継続して行うことを可能とするとともに、制度共済の例等を参考に、契約者保護の観点から必要な規制を整備することとされた。

(2) 認可特定保険業者について

平成17年改正法の公布の際に現に特定保険業を行っていた者（当該者と密接な関係を有する者を含む⁷³⁾）は、当分の間、行政庁の認可を受けて、特定保険業を行うことができることとされ、この認可を受けて特定保険業を行う者を認可特定保険業者ということとされた（平成17年新改正法附則2条1項、7項1号）。

ここで、認可特定保険業者の対象が、平成17年改正法の施行日（平成18年4月1日）に特定保険業を行っていた者ではなく、平成17年改正法の公布日（平成17年5月2日）に特定保険業を行っていた者（以下「旧特定保険業者」⁷⁴⁾という。）とされている点については、先に指摘のとおり、平成17年改正法を受け、その施行日以前に廃業を行った団体もあると考えられるところであり、こうした団体についても一般の法改正の対象に含めるため、平成17年改正法が周知された公布日時点を基準日としたものとされる⁷⁵⁾。一方で、平成17年改正法の公布日が基準日とされることから、平成17年改正法の公布後、新たに特定

保険業を行うこととなった者や公布前に特定保険業を廃止した者については、今回の法改正の適用対象⁷⁶⁾とはならないことになる。

認可特定保険業者の制度概要は以下のとおりである⁷⁷⁾。少額短期保険業者との比較は図表 5 参照。

①参入規制

認可制とされ、行政庁の認可を受けようとする者は、平成25年11月30日までに認可申請を行う必要がある（平成17年新改正法附則 2 条 1 項、2 項）。なお、認可制の場合、許可制とは異なり、法律の定める要件を具備していれば、行政庁は認可を行わなければならないとされる。

(i) 認可要件

認可要件は以下のとおりであり、次に掲げる基準全てに適合することが必要である（平成17年新改正法附則 2 条 7 項）。

- a) 申請者が一般社団法人又は一般財団法人（公益社団法人・公益財団法人を含む。以下「一般社団法人・財団法人」という。）であって、一定の欠格事由⁷⁸⁾に該当しないもの。
- b) 申請者の行う特定保険業が、平成17年改正法の公布の際に現に当該申請者又は当該申請者と密接な関係を有する者（以下「密接関係者」という。）が行っていた特定保険業の全部又は一部と実質的に同一のものであると認められること。
- c) 特定保険業を的確に遂行するために必要な財産的基礎及び人的構成⁷⁹⁾を有すること。
- d) 他に行う業務が特定保険業を適正かつ確実に行うにあたり支障を及ぼすおそれがあるとは認められないこと。
- e) 事業方法書・普通保険約款の内容が契約者保護に欠けるおそれのないものであること、また、保険料及び責任準備金の算出方法が保険数理に基づき、合理的かつ妥当なものであること等。

(ii) 認可申請書類

申請書には、定款、事業方法書、普通保険約款、算出方法書⁸⁰⁾、及び上記(i)の認可要件bの基準に適合することを明らかにするために必要な事項を記載(後記v参照)した書類(後記iv参照)のほか、旧特定保険業者あるいは密接関係者に該当することを明らかにする書類等を添付しなければならない(平成17年新改正法附則2条3項、認可特定保険業者等に関する命令(以下「共同命令」という。)4条1項12号、13号)。

なお、認可特定保険業者が行う特定保険事業は保険法の適用を受けることから、事業方法書や普通保険約款については、平成17年新改正法附則2条7項6号に掲げる基準⁸¹⁾に適合していることに加え、被保険者同意、告知義務違反による解除、保険給付の履行期、重大事由解除等、平成22年4月に施行された保険法に対応したものとする必要がある。この点、平成17年改正法の公布時に使用していた共済規程等における規定から大幅に見直しが必要となるので留意が必要である。

また、後記③(iii)の責任準備金に関連し、算出方法書に記載された保険料及び責任準備金の算出方法が保険数理に基づき合理的かつ妥当なものであることについて、保険計理人が確認した意見書、及び現に引き受けている保険契約に係る責任準備金が保険数理に基づき合理的かつ妥当な方法により積み立てられていることについて、保険計理人が確認した意見書が必要とされる(共同命令4条1項8号)。

(iii) 法人格

認可特定保険業者は、一般社団法人・財団法人であることが必要とされ、法人格の取得が義務付けられている(平成17年新改正法附則2条7項1号)が、これは、任意団体が特定保険業を行う場合、財産の帰属や構成員の責任の範囲が不明確であるなど、保険契約者等の保護に支障が生じるおそれがあることを踏まえたものとされる⁸²⁾。

また、これに伴い、旧特定保険業者が任意団体である場合には、別途一般社団法人・財団法人を設立し、その一般社団法人・財団法人が認可申請を行うこととなるため、任意団体が保有する保険契約を、認可特定保険業者となる一般社団法人・財団法人に包括移転するための規定が新設されている（平成17年新改正法附則3条）。

(iv) 特定保険業の実質的同一性

認可特定保険業者が行おうとする特定保険業については、平成17年改正法の公布時に行われていた特定保険業の全部又は一部と実質的に同一である（公布時に行われていたものの範囲内である）ことが必要とされる（平成17年新改正法附則2条7項2号）。

この点については、今回の改正趣旨が、平成17年改正法に直ちに適合することのできない団体が存在していることを踏まえ、改正前から特定保険業を行ってきた団体等のうち、一定の要件に該当するものについて、保険業法の規制の特例を設け、当分の間、引き続き特定保険業を継続して行うことを認めたものであることから明らかなとおり、平成17年改正法の公布時の範囲を超えて特定保険業を行うことは認められない。したがって、認可特定保険業者は、平成17年改正法の公布後新たに引受けを開始した保険や公布前に取扱いを停止した保険を取り扱うことはできない。

また、実質的同一性の判断基準については、具体的には、保険の種類、保険契約者の範囲、被保険者又は保険の目的の範囲、保険金の支払事由⁸³⁾に照らして判断⁸⁴⁾される（共同命令5条）とされており、大きく言えば、「団体（保険契約者・被保険者の範囲）の同一性」と「商品の同一性」が求められていると言えよう。なお、共同命令5条に列挙されているもの以外の基準（例えば保険金額等）についても、実質的同一性の判断においては、契約者保護の観点から適切な判断が求められよう⁸⁵⁾。

この実質的同一性は、認可時の申請書類により審査されることとなる。認可特定保険業者が行おうとする特定保険業については、事業方法書や普通保険約款によって、他方、平成17年改正法の公布時に行っていた特定保険業の範囲については、その範囲を明らかにするための書類⁸⁶⁾により、両者が実質的に同一であるかどうかの判断がなされることとなる。先に図表4で見たとおり、平成17年当時の特定保険業者の中には、「保険業法の適用除外となって共済事業を継続」している団体や「他の保険会社等との間で団体契約を締結し、契約者への保障を継続」している団体がある。これらの団体の中には、事業の継続や保障の継続のために、平成17年当時販売していた商品内容を変更しているケースもあることから、認可審査時における実質的同一性の解釈や運用が課題になる。

なお、実質的同一性以前の問題として、前述の通り、特定保険業とは特定の者を相手方として保険の引受けを行う事業であり、保険業法2条1項に規定する保険業に当たるのであるから、平成17年改正法公布時に販売していた商品であっても、それが2条1項に規定する保険業、すなわち3条4項各号又は5項各号に当たらない場合には、販売を認められないのは言うまでもない。

(v) 密接関係者

認可特定保険業者には一般社団法人・財団法人として法人格を取得することが認可要件の一つとされたが、旧特定保険業者が任意団体である場合には、別途一般社団法人・財団法人を設立し、当該法人が認可申請を行うこととなる。

この場合、旧特定保険業者について「一定の規制・監督の下で共済事業の継続を図る」という平成22年改正法の趣旨を踏まえ、申請者（一般社団法人・財団法人）の目的及び役員構成等に照らして、申請者と密接関係者（旧特定保険業者）とが実質的に同一と認められる⁸⁷⁾こと

が必要とされる（平成17年新改正法附則2条7項2号、共同命令4条13号、10条）。

なお、少額短期保険業者が、そのままの形態で認可特定保険業者になることは認められていない。ただし、平成17年改正法の施行後2年以内に特定保険業者から少額短期保険業者に移行した団体が存在していることも踏まえ、当該少額短期保険業者の母体となった者が、当該少額短期保険業者とは別に一般社団法人・財団法人を設立して認可特定保険業の申請をすることは認められている⁸⁸⁾。

(vi) 特定性

そもそも、不特定の者を相手方として保険業を行う者は認可特定保険業者になることはできないことから、特定の者を相手方として保険の引受けを行っているかどうかについての審査も行われることになる。

この点については、認可特定保険業者は事業方法書に保険契約者及び被保険者の範囲を記載することとされており（共同命令7条2号及び3号）、事業方法書の審査において、特定性についての審査が行われることになる⁸⁹⁾。

(vii) 財産的基礎

財産的基礎については、純資産額が1,000万円以上であること、又はできる限り早期に純資産額を1,000万円以上とすることを目的とし、そのために必要と見込まれる措置を適切に講ずるものである等の要件に適合する計画⁹⁰⁾（計画期間は原則として5年以内⁹¹⁾）を有し、かつ当該計画の達成が見込まれること、のいずれかの基準に該当することが必要とされる（共同命令11条）。

②業務

(i) 業務範囲

認可特定保険業者は、特定保険業及びこれに附帯する業務⁹²⁾並びに保険代理業⁹³⁾（以下「特定保険業等」という。）を行うことができ、これら以外の業務を新たに行うには、特定保険業を適正かつ確実に行うことにつき支障を及ぼすおそれがないと認められるものとして行政庁の承認を要することとされる（平成17年新改正法附則4条2項において読み替えて準用する法272条の11）。

認可特定保険業者の行う保険代理業の範囲は、保険契約の種類及び保険契約者等について、平成17年改正法の公布時に行っていた特定保険業又は保険代理業の範囲内に限定されており（共同命令62条）、上述の（iv）特定保険業の実質的同一性の考え方と同様の趣旨によるものと言えよう。

また、保険業務（付随業務または附帯業務を含む）以外の他業については、保険会社は法定他業を除き禁止、少額短期保険業者についてはすべて禁止されているのに対し、認可特定保険業者については、公益事業を始めとして、これまで特定保険業等と他業を併せ行ってきた実態に鑑み、行政庁の承認をもって認められることとされている⁹⁴⁾。

なお、子会社については、他業からのリスク遮断の観点から原則子会社を保有することが禁じられるが、行政庁が認可特定保険業者の行う特定保険業の健全かつ適切な運営又は保険契約者等の保護の観点から問題がないと認める場合には、認可特定保険業者は行政庁の承認を受けて子会社を保有することができるとされる（平成17年新改正法附則4条4項、5項）。

（ii）資産運用

資産運用の方法については、安全性を重視する必要がある一方で、過度に制限した場合には必要な運用利回りが確保できないこと等によりかえって保険契約者等の保護に欠けるおそれがあること⁹⁵⁾、また認可特定保険業者は、事業の規模・内容が様でなく、現に保有してい

る運用資産についても多様なものとなっていること⁹⁶⁾に鑑み、国債・地方債の取得、預貯金、一定の金銭信託のほか、上場株式会社が発行する社債・株式等の取得、生命保険契約の締結及びその他行政庁が保険契約者等の保護に欠けるおそれが少ないものとして承認⁹⁷⁾した方法等が認められる（平成17年新改正法附則4条1項において読み替えて準用する法97条2項、共同命令22条）。

なお、会員の福利厚生事業の一環として広く貸付事業が行われている実態を踏まえ、認可特定保険業者向けの監督指針⁹⁸⁾では、行政庁の承認により認められる運用方法の一つとして、貸付先を保険契約者等に限定し、かつ債権保全のなされた貸付⁹⁹⁾が示されている。

（iii）業務運営

認可特定保険業者は、重要事項の顧客への説明、顧客情報の適切な取扱い、第三者に委託する場合における業務の的確な遂行等、業務の健全かつ適切な運営を確保するための措置を講じなければならないこととされる（平成17年新改正法附則4条1項・2項において読み替えて準用する法100条の2、共同命令23条～32条）。

業務運営に関する措置については、保険契約者等の保護の観点から、保険会社や制度共済の例も踏まえて規定されており、保険募集において重要事項を記載した書面交付による説明を始め、変額保険、外貨建保険、無解約返戻金保険等、保険契約者がリスクを負っている商品の販売にあたっては適切かつ十分な説明を行うとともに、保険契約者から署名等による書面受領の確認を行うことも必要とされている。また、認可特定保険業者が保険契約者保護機構の対象外とされている点についても、少額短期保険業者と同様に説明義務が課されている。

（iv）募集規制

認可特定保険業者の保険契約に係る保険募集について、所属認可特

定保険業者の賠償責任（法283条）、顧客に対する説明（法294条）、保険契約の締結等に関する禁止行為（法300条）、保険契約の申込みの撤回（法309条）、及びこれらに係る罰則が適用される（平成17年新改正法附則4条の2）。

なお、認可特定保険業者のために保険募集を行う者（以下「保険募集人」という。）は、a）当該認可特定保険業者の社員又は役員（代表権を有する役員及び監事を除く）若しくは使用人（届出不要）、b）保険代理店（届出必要）及びその役員又は使用人とされる（平成17年新改正法附則4条の2において読み替えて準用する保険業法275条1項2号）。

③経理

（i）区分経理

認可特定保険業者は、特定保険業等に係る会計を他の業務に係る会計と区分して経理しなければならないが、行政庁の承認を受けた場合を除き、特定保険業等に係る会計から他の業務に係る会計へ資金運用等をしてはならない¹⁰⁰こととされる（平成17年新改正法附則4条6項、7項）。

（ii）ディスクロージャー

認可特定保険業者は、事業年度ごとに、業務及び財産の状況に関する説明書類を作成し、その事務所に備え置き、保険契約者（保険契約の相手方となる者を含む）の縦覧に供しなければならないこととされる（平成17年新改正法附則4条1項・2項において読み替えて準用する法111条（2項を除く））。

なお、認可特定保険業者の行う特定保険業については、特定の者を相手方として保険の引受けを行う事業であることから、縦覧に供するのは、公衆ではなく、団体の構成員に対して行えばよいとされている。

(iii) 責任準備金等

認可特定保険業者は、保険契約に基づく将来の債務の履行に備えるため、毎決算期において、責任準備金、支払備金及び価格変動準備金を積み立てなければならないこととされる（平成17年新改正法附則4条1項・2項において読み替えて準用する法114条～115条、116条（2項除く）、117条）。

これらの責任準備金等の積立方式については、認可特定保険業の実態も踏まえ、制度共済の例も参考にして共同命令にて定められている¹⁰¹⁾（共同命令38条～46条）。

責任準備金のうち、保険料積立金は、平準純保険料方式を原則としつつも、認可特定保険業者の業務又は財産の状況及び保険契約の特性に照らし特別の事情がある場合には、保険数理に基づき、合理的かつ妥当なものとして算出方法書に記載された方法に従い積立てることが認められる。また、異常危険準備金の積立限度についても共同命令43条5項に定める金額、またはこれに準ずるものとして算出方法書に記載された方法に従って計算した金額によることも認められる。

(iv) 保険計理人

認可特定保険業者が、保険期間が長期（1年超）かつ保険料積立金や契約者配当準備金の計上を要する保険等を引き受ける場合については、保険料及び責任準備金等の適切な算出等のためには高度の保険数理の知識を要することから、保険計理人の選任および保険計理人による確認が必要とされる（平成17年新改正法附則4条1項・2項において読み替えて準用する法120条～122条、共同命令49条～56条）。

保険計理人の資格要件については、日本アクチュアリー会の正会員で、保険数理又は年金数理の実務経験が5年以上の者、又は準会員で実務経験が10年以上の者とされる¹⁰²⁾。

また、確認業務については、保険会社、少額短期保険業者、制度共

済の場合と同様に、責任準備金が適正に積み立てられているか、契約者配当が適正に行われているかのほか、特定保険業の継続困難性（いわゆる3号収支分析）について確認を行うこととされる¹⁰³⁾。

④監督

(i) 商品審査

認可特定保険業者の行うことができる特定保険業の範囲は、保険の種類、保険契約者の範囲、被保険者又は保険の目的の範囲及び保険金の支払事由に照らし、平成17年改正法の公布時に行っていた特定保険業と同一のものとする必要があり、その商品性や保険契約者等の範囲が限定されている（平成17年新改正法附則2条7項2号、共同命令5条）。

したがって、認可特定保険業者が新たな商品を販売する場合にも、当該新商品が平成17年改正法の公布時に行っていた特定保険業の範囲内であることが必要とされ、また事業方法書及び普通保険約款の変更は行政庁の認可を要するとされており、変更前に行っていた特定保険業と実質的に同一のものであると認められなければ、認可をすることはないとされている¹⁰⁴⁾（平成17年新改正法附則4条1項・2項において読み替えて準用する法123条、124条）。

(ii) 監督上の措置

認可特定保険業者の業務の適切性及び財務の健全性を確保し、契約者等の保護を図る観点から、保険会社、少額短期保険業者及び制度共済と同様、報告徴求、立入検査、業務改善命令、業務停止命令、認可取消し等の監督に関する所要の規定が整備されている（平成17年新改正法附則4条1項及び2項において読み替えて準用する法131条～133条、272条の22・23・27）。

ただし、健全性基準については、平成17年新改正法附則4条1項及

び 2 項において読み替えて準用する法132条 2 項及び改正法附則 4 条 10 項において、ソルベンシー・マージン比率を用いた「早期是正措置」に関する基準が規定されているが、認可特定保険業者の行う特定保険業の事業特性を踏まえ、当面はその多様な業務の実態把握を優先することとされ、共同命令での具体的算出方法に係る規定は置かれていない。この点については、他方で、行政庁は、監督権限を適切に行使することにより、業務改善の必要がある認可特定保険業者については早め早めの経営改善を促していくこととされている（認可特定保険業者向けの総合的な監督指針Ⅱ－2－2）。

⑤組織再編等

認可特定保険業者が行う保険契約の包括移転、事業の譲渡又は譲受け、業務及び財産の管理の委託、解散、合併並びに清算について、所要の規定が整備されている。

ただし、認可特定保険業者が、保険契約の包括移転先となり、事業の譲受けを行い、又は吸収合併を行う場合にあっては、平成22年改正法の趣旨を踏まえれば、これらによって平成17年改正法公布時に行っていた特定保険業の範囲を超えることは認められない。したがって、当該移転・譲受け等に係る特定保険業が、これらを行う前に当該認可特定保険業者が行っていた特定保険業と実質的に同一のものであると認められなければ、認可をしてはならないとされている（平成17年新改正法附則 4 条11項～19項）。なお、この場合の実質的同一性の判断基準は特に明示されていないものの、当該移転・譲受け等の前後の特定保険業について、共同命令 5 条に定める「保険の種類、保険契約者の範囲、被保険者又は保険の目的の範囲及び保険金の支払事由」を記載した書面が必要書類とされていることから、これらに照らして実質的同一性が判断されることになろう。

⑥その他

(i) 行政庁等

平成17年新改正法附則における行政庁は、公益法人については旧主務官庁、任意団体については金融庁とされる（平成17年新改正法附則34条の2 1項）。

(ii) 検討規定

平成22年改正法の施行後5年を目処に、改正後の規定の実施状況、共済に係る制度の整備の状況、経済社会情勢の変化等を勘案し、平成22年改正法に規定する特定保険業に係る制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるとの検討規定が置かれている（平成22年改正法附則4条）。

図表5 認可特定保険業者と少額短期保険業者の規制の比較

項目	認可特定保険業者	少額短期保険業者
参入規制	<input type="checkbox"/> 認可制	<input type="checkbox"/> 登録制
法人格	<input type="checkbox"/> 一般社団法人又は一般財団法人	<input type="checkbox"/> 株式会社又は相互会社
最低資本金等	<input type="checkbox"/> 一般財団法人については基本財産として300万円以上必要	<input type="checkbox"/> 1,000万円
純資産額	<input type="checkbox"/> 1,000万円、または1,000万円に満たない場合であっても、改善計画の履行により計画達成が見込まれること	<input type="checkbox"/> 1,000万円
供託金	<input type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> 1,000万円＋年間収受保険料の5%
事業規模	<input type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> 年間収受保険料50億円以下
生損兼営	<input type="checkbox"/> 生保・損保兼営可能	<input type="checkbox"/> 同 左
取扱商品	<input type="checkbox"/> 平成17年改正法公布時の特定保険業の全部または一部と同一であること	<input type="checkbox"/> 少額・短期・掛捨てに限定
資産運用	<input type="checkbox"/> 預貯金、国債・地方債、金銭信託、上場株式会社の発行する社債・株式、 <u>行政庁の承認した方法等</u>	<input type="checkbox"/> 預貯金、国債・地方債、元本補填のある金銭信託 ※外貨建て資産、株式保有は禁止
業務範囲	<input type="checkbox"/> 本業（附帯業務含む）＋他の少額短期保険業者・保険会社等のための代理代行 ＋他業、子会社については行政庁の承認	<input type="checkbox"/> 本業（付随業務含む）＋他の少額短期保険業者・保険会社のための代理代行

責任準備金等	<input type="checkbox"/> 責任準備金、価格変動準備金、支払備金 ※責任準備金は算出方法書に記載された方法による積立も可	<input type="checkbox"/> 同左 ※短期・掛捨てに限定されることによる差異あり
保険計理人	<input type="checkbox"/> 選任必要 ※但し、保険期間1年超かつ保険料積立金等の計上が必要な場合に限る	<input type="checkbox"/> 選任必要
セーフネット	<input type="checkbox"/> 加入対象とされない	<input type="checkbox"/> 同 左
その他	<input type="checkbox"/> 募集規制、検査・監督は基本的に同様	

[出典]筆者にて作成

注65) 前掲54参照。

- 66) 第176国会・平成22年11月11日参議院財政金融委員会において自見金融担当大臣からは、「これらの対応を取ることができずに事業を廃止した任意団体、これは46団体あったというふうに報告をいただいておりますけれども、そういった廃止した任意団体の中には、保険業法の規制に抵触しないよう過去の蓄積した積立金を財源に給付のみを実施しているもの、それから任意の給付金を財源に給付のみを実施しているものなどがありますが、将来にわたる給付の継続が困難な状況であるというふうに承知をしております、任意団体の対応状況は以上のとおりでございますが、現在、違法状態にある団体が存在しているというふうには認識をしております。」との答弁がなされている。
- 67) 平成21年8月6日内閣府「平成21年度特例民法法人に関する年次報告の概要」18頁。
- 68) その後の実態調査等により、第176国会・平成22年11月2日衆議院財務金融委員会における、金融庁森本総務企画局長の答弁では、保険業法の規制対象となる共済事業を行っている公益法人は、329団体とされる。
- 69) 公益法人Information「新公益法人制度における全国申請状況（平成20年12月～平成21年11月30日）」によれば、公益法人が約24,000団体ある中で、一般社団法人・一般財団法人への移行認可申請は86件、公益社団法人・公益財団法人への移行認定申請は318件、合わせて404件に止まる。
- 70) 同法案は第174国会、次の第175国会でも継続審議扱いとなり、第176国会にて成立した。
- 71) なお、第174国会では、保険業法の改正とは別に、「PTA・青少年教育団体共済法」（平成22年6月2日法律第42号）が成立している。これは、PTA共済について、一定の要件を満たす場合に文部科学省等の監督の下で共済事業を行うことを認めるものである。主な特徴としては、認可制、法人格（一般社団法人・財団法人のほか、特定非営利活動法人も可）、財産的基礎（準備金1,000万円以上）、共済掛金（一被共済者あたり年間2,000円限度）、給付金額（一被共済者あたり3,500万円限度）、共済期間（1年以内）、共済掛金の年間総額（6億円限度）などが挙げられる。

- 72) 政府案では、この法律に規定する特定保険業に係る制度についての見直しを「施行後適当な時期」に行うこととされていたが、時期が特定されていないため、適切な時期に適切な検討がなされず、必要な措置が講ぜられないおそれがあることから、見直し期日を明確にするため、「施行後適当な時期」から「施行後5年を目途」に改められた。
- 73) 当該者と密接な関係を有する者については、平成17年新改正法附則2条1項では「当該者」は旧特定保険業者を指し、「密接な関係を有する者」とは、任意団体であった旧特定保険業者が設立した一般社団法人・財団法人を指す（共同命令2条）。旧特定保険業者が任意団体の場合、法人格を別途取得することから「同一の者」にはあたらなくなるため、このような規定を置いているものと考えられる。
- 74) 平成17年改正法における「特定保険業者」は、平成17年改正法の施行日が基準となっていることから、施行日前の既契約の維持・管理のみを行う者、または施行日前に廃業した者は含まれないことになる（平成17年改正法附則2条3項）が、平成17年新改正法における「旧特定保険業者」にはこれらの者も含まれることになるため、両者の範囲が異なることには注意を要する。
- 75) 第176国会・平成22年11月11日参議院財政金融委員会における、荒木議員（公明党）からの質疑に対する金融庁森本総務企画局長の答弁「今回の法案におきましては、特定保険業、共済事業をいったん廃止した団体につきましても特例措置の対象となり得ることとしております。それで、平成17年の保険業法改正前からこの共済事業を行っていた団体の中には、法改正を受けまして、この法律の施行の前に共済事業を廃止した団体もあると考えられるところでございます。このため、平成17年の法改正が確定した形で国民に周知されました公布の時点で特定保険業を行った団体につきましても、今回の特例措置の対象としておるところでございます。」参照。
- 76) 適用対象数としては、第176国会・平成22年11月2日衆議院財務金融委員会における、あべ議員（自民党）からの質疑に対する金融庁森本総務企画局長の答弁では「今回の特例措置で認可特定保険業者になれるという意味で対象となりますのは、平成17年の保険業法改正時に共済事業を行ってございました特定保険業者、これは431団体ございました。それから、現在共済事業を行っております公益法人、これは329団体ございます。これらが対象となるわけでございます。」とされている。任意団体の431団体は、平成17年改正法の施行後6ヶ月以内に届出を提出した団体であり、これに加えて、施行日前の既契約の維持・管理のみを行う団体や施行日前に廃業した団体（いずれも特定保険業の届出を提出する必要のなかった団体）が対象になると思われる。
- 77) 上記の制度概要のほか、一般社団法人・財団法人のうち、①非営利性が徹底された法人（法人税法2条九の二イ）、又は②共益活動を目的とする法人（同法2条九の二ロ）として一定の要件（法人税法施行令3条1項・2項）に該当

- する「非営利型法人」については、法人税法上、公益法人等として取り扱われ、収益事業から生じた所得に対してのみ課税される（共済事業は原則として収益事業には該当しないため非課税（法人税法7条））。更に、公益社団法人・財団法人については、前記の課税所得範囲の優遇措置のほか、みなし寄附金に係る優遇措置（収益事業に属する資産のうちから収益事業以外の事業で自らが行う公益目的事業のために支出した金額については、その収益事業に係る寄附金の額とみなして、損金算入することができる（法人税法37条4項・5項、法人税法施行令77条の3））の適用がある。
- 78) 欠格事由としては、例えば、イ) 定款の規定が法令に適合しない、ロ) 理事会を置かない一般社団法人、ハ) 過去に認可特定保険業者の認可を取り消された一般社団法人・財団法人、ニ) 法令に違反し罰金刑に処せられてから5年を経過しない一般社団法人・財団法人、ホ) 理事又は監事に5年以内の行政処分歴や刑罰歴がある一般社団法人・財団法人等が挙げられている（平成17年新改正法附則2条7項1号）。
- 79) 平成23年5月13日金融庁「認可特定保険業者に関する Q&A」Ans.10によれば、「具体的に求められる人的構成については、認可特定保険業者の行う業務の規模・特性により異なるものであるため一概には申し上げられませんが、保険業務に関する知識を有する方が適切に配置されていること等により、業務の健全かつ適切な運営の確保等の観点から問題がないと認められることが必要」とされる。
- 80) 事業方法書、普通保険約款、算出方法書の記載事項は、認可特定保険業者に関する命令7条～9条にそれぞれ規定。なお、普通保険約款には、少額短期保険業者と同様に、経営状況の悪化による破綻防止の観点から、保険料の増額又は保険金の削減に関する事項を記載する必要がある。
- 81) 事業方法書、普通保険約款については、イ) 保険契約の内容が、保険契約者、被保険者、保険金額を受け取るべき者その他の関係者の保護に欠けるおそれのないものであること、ロ) 保険契約の内容が、公の秩序又は善良の風俗を害する行為を助長し、又は誘発するおそれのないものであること、ハ) その他主務省令で定める基準に適合することが必要とされる（平成17年新改正法附則2条7項6号）。更に、主務省令で定める基準として、一) 保険契約の内容に関し、特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと、二) 保険契約の内容が、当該認可申請者の支払能力に照らし、過大な危険の引受けを行うものでないこと、…十) 保険料の増額又は保険金の削減が行われる場合の要件、内容及び保険契約者に通知する時期が明確に定められていること等が必要とされる（共同命令12条）。
- 82) 平成23年5月10日金融庁「保険業法施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令（案）・認可特定保険業者等に関する命令（案）に対するコメントの概要及びコメントに対する考え方」（以下、「平成23年5月10日政省令案

- パブコメ回答」という。)における、金融庁の考え方81番。
- 83) 認可特定保険業者向けの総合的な監督指針Ⅲ-2-2-2(2)によれば、保険金の支払事由については、「死亡」、「入院」、「火災」等、支払事由ごとに、その被保険者又は保険の目的の範囲が同一であるかについて確認することとされる。
- 84) 第176国会・平成22年11月11日参議院財政金融委員会における、石井議員(自民党)からの質疑に対する金融庁森本総務企画局長の答弁「例えば従前の加入者の範囲に含まれない者を加入者にするとか、従前取り扱っておらなかった種類の保険を取り扱うといったことは、今回の措置の趣旨には入らないというふうに考えております。他方、例えば保険料や保険期間の変更などにつきましては基本的に今回の措置の趣旨を逸脱するものではなく、そうしたものは差し支えないものだというふうに考えております。」参照。
- 85) 平成23年5月政省令案パブコメ回答17番。
- 86) 認可特定保険業者向けの総合的な監督指針Ⅲ-2-2-2(3)によれば、例えば、平成17年改正法の公布の際に現に使用していた共済規程、保険契約書、パンフレット、契約のしおりが考えられるとされている。
- 87) 認可特定保険業者向けの総合的な監督指針Ⅲ-2-2-1(2)によれば、申請者と密接関係者(旧特定保険業者)の同一性について、例えば以下の点を踏まえて検証するとされている。①認可申請者の定款に記載された当該認可申請者の目的が、旧特定保険業者の定款(これに相当するものを含む。)に記載された目的と同一であるか、②認可申請者の理事及び監事のうち、概ね過半数が、旧特定保険業者の役員(これに相当する役職にあった者を含む。)であったか、③認可申請者の社員又は評議員のうち、概ね過半数が、旧特定保険業者の社員(これに類するものを含む。)であったか、④上記②又は③の基準に適合しない場合には、認可申請者が旧特定保険業者と実質的に同一と認められる他の合理的な根拠があるか。
- 88) 第176国会・平成22年11月2日衆議院財務金融委員会における、あべ議員(自民党)からの質疑に対する自見金融担当大臣の答弁「平成17年の保険業法改正時に現に共済事業を行っていた者であっても、当該の少額短期保険業者の母体となったものが、当該少額短期保険業者とは別に一般社団法人または一般財団法人を設立して、当該法人における特定保険業の内容や保険契約にかかわる相手方の範囲が改正時に行っていたもの、やっていたことが以前と同じであるということかと思えますけれども、限られたものであれば、今回の特例措置の適用を可能にしているというふうなことでございます。」参照。
- 89) 平成23年5月10日政省令案パブコメ回答29番。
- 90) 平成23年5月13日金融庁「認可特定保険業者に関する Q&A」Ans. 9によれば、計画には、「実行可能な範囲内で最大限可能な措置を盛り込み、かつ、計画の前提となる保険料収入や支払保険金などの諸要素が過去の実績値等に照

- らして合理的な見込みとなっていることなどが必要」とされる。
- 91) 平成23年5月10日政省令案パブコメ回答26番では、計画の年数については、保険契約者等の保護の観点から、計画遂行の蓋然性を確保し、できる限り早期に所要の純資産額を達成するよう、原則として5年以内とされる。
- 92) 附帯業務としては、特定保険業と密接に関連し、特定保険業の健全かつ適切な運営に資する業務として、保険募集人の教育・研修や保険事故発生防止のための業務等が挙げられる（認可特定保険業者向けの総合的な監督指針Ⅲ－2－4）。
- 93) 認可特定保険業者は、保険会社のほか、外国保険会社、少額短期保険業者、及び他の認可特定保険業者の委託を受けて、業務の代理又は事務の代行を行うことができる（共同命令62条）。一方で、認可特定保険業者の引き受ける保険契約者・被保険者の範囲が、平成17年改正法の公布時の範囲を逸脱しないよう、保険会社、外国保険会社、少額短期保険業者は、認可特定保険業者の委託を受けて保険募集を行うことができないとされている。
- 94) 認可特定保険業者向けの総合的な監督指針Ⅲ－2－4。
- 95) 平成23年5月10日政省令案パブコメ回答34、35番。
- 96) 認可特定保険業者向けの総合的な監督指針Ⅲ－2－3。
- 97) 認可特定保険業者向けの総合的な監督指針Ⅲ－2－3では、認可特定保険業者（密接関係者含む）が改正法の公布の際に現に行っていた特定保険業に係る資産の運用の状況その他の事情を勘案して行政庁が保険契約者等の保護に欠けるおそれが少ないものと認めて承認した方法による資産運用を例外的に認めるものとしている。
- 98) 認可特定保険業者向けの総合的な監督指針Ⅲ－2－3（2）。
- 99) 貸付については、行政庁の承認がある場合には、貸金業法2条1項2号（他の法律に特別の規定がある者が行うもの）に該当し、貸金業法の適用対象外とされる（平成23年5月10日政省令案パブコメ回答30）。
- 100) 平成23年5月10日「認可特定保険業者向けの監督指針（案）に対するコメントの概要及びコメントに対する考え方」（以下、「監督指針案パブコメ回答」という。）67番では、他の会計から認可特定保険業の会計への資金の移動については、原則自由に行うことができ、また、他の会計からの借り入れについては、特定保険業に係る会計から他の会計への資金流出を防ぐために区分経理を義務付けている趣旨を踏まえ、借り入れに係る利息については、一般的な費用の範囲として認められる程度に限られるとされている。
- 101) 第176国会・平成22年11月2日衆議院財務金融委員会における、佐々木議員（共産党）からの質疑に対する金融庁森本総務企画局長の答弁「具体的な算出方法につきましては、主務省令で規定することとしておりますが、関係省庁とも相談しながら、認可特定保険業者の実態に合いますように、主要制度共済の例等も参考にしながら適切な水準を定めてまいりたいと考えており

ます。」参照。

- 102) 施行後5年間に限り、①日本アクチュアリー会の正会員で、保険数理又は年金数理の実務経験が3年以上の者、②日本アクチュアリー会の準会員で、保険数理又は年金数理の実務経験が5年以上の者、又は③大学の数学科等を卒業した者で、保険数理又は年金数理の実務経験が5年以上の者についても保険計理人として選任することが可能とされる（共同命令附則2条）。
- 103) その他の確認業務として、IBNR備金が健全な保険数理に基づいて積立られているかについては、監督指針Ⅱ-1-2（5）にて規定される。
- 104) 算出方法書の変更についても認可が必要となるが、事業方法書や普通保険約款のような実質的同一性までは求められていない。

IV. 最後に

平成17年改正法においては、保険契約者等の保護の観点から、特定の者を相手方として保険の引き受けを行う事業についても原則として保険業法の規制が適用されることとされた。また、平成22年改正法では、平成17年改正法の規制に適合することが直ちには容易でない団体も存在していること、また、公益法人の場合は、公益法人制度改革により、新法人への移行後は、そのままの形態では共済事業を行うことができない状況にあることを踏まえ、平成17年改正法以前から共済事業を行ってきた団体等のうち、一定の要件に該当するものについて、保険業法の規制の特例を設け、当分の間、その実態に則した監督を行うこととされた。したがって、両者において、その基本的な考え方に変わりはない¹⁰⁵⁾。

特に、Ⅱ. 1 で述べたような平成17年改正法時に指摘されていた問題点、更に平成17年改正法の施行後においても平成21年3月末までの間に特定保険業者に対する業務廃止命令が5件¹⁰⁶⁾ 発出されていることを踏まえれば、現在においても引き続き契約者保護の視点が重要なことは言うまでもない。この点、今回の平成22年改正法については、

既存の団体について、契約者保護の観点から、一定の規制・監督の枠組みの中で、引き続き共済事業の存続が図られたものとして評価することができよう。

ただし、契約者保護の実効性をより高めるためには、認可を始めとして、業務、経理、検査・監督等の認可特定保険業者に係る規制・監督の枠組みが適切に機能することが重要であろう。今般の平成22年改正法においては、行政庁は、任意団体については金融庁、公益法人であったものについては旧主務官庁とされたことから、平成22年改正法で主務省令に委任された事項については、平成23年5月10日付で「認可特定保険業者等に関する命令」（平成23年5月13日施行）が関係9省庁（内閣府、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省および環境省）の連名で発出されている。また、同じく平成23年5月10日には、金融庁から、監督事務に関する基本的な考え方、監督上の着眼点、具体的な監督手法等について体系的に整備された「認可特定保険業者向けの総合的な監督指針」が公表されている。同監督指針は、財務局（福岡財務支局及び沖縄総合事務局を含む）及び金融庁保険課が行う監督実務を対象に策定されたものであるが、他の行政庁においても同監督指針を参考にした監督が行われることになる。認可特定保険業者に対する監督主体が異なるとしても、各行政庁によって規制の運用に差が生じることのないよう、適切な監督がなされることが必要である¹⁰⁷⁾。

特に、今回の平成22年改正法では、既存の団体の共済事業を存続させるとの観点から、他業や子会社の保有、資産運用等について、Ⅲ. 2. (2). ②で見たとおり、その実態を踏まえた規制とされている部分もある。勿論、契約者保護の観点から行政庁の承認を必要としているわけだが、他業、子会社、資産運用は、大きな損失を抱えるリスク要因になり得ることから、特に留意が必要であろう。

また、今般の制度改正では、契約者保護の観点から、認可特定保険

業者に法人格の取得、保険数理に基づいた責任準備金の積立て、保険計理人の選任（保険契約が1年超かつ保険料積立金を計上する場合）等の規制が課せられるとはいえ、既存団体の共済事業の存続を図るため、平成17年改正法で創設された少額短期保険業者と比べれば、全般的に規制が緩やかになっている¹⁰⁸⁾ことは否めない。勿論、少額短期保険業者が不特定の者を相手方として保険の引受けを行う一方で、認可特定保険業者は特定の者を相手方としている点、あるいは認可特定保険業者には平成17年改正法公布時の特定保険業の範囲に限定されるとの制約がある点や今般の制度改正が「当分の間」の暫定措置である点などは考慮しなければならないとしても、次回の制度見直し（施行後5年を目処に検討）においては、認可特定保険業者の制度の実施状況を踏まえつつ、少額短期保険業者の制度¹⁰⁹⁾との整合性という観点からも検討がなされるべきであろう。

注105) 第176国会・平成22年11月11日参議院財政金融委員会における、荒木議員（公明党）からの質疑に対する自見金融担当大臣の答弁「今回の法律案は、既存の団体について、契約者等の保護を図るための規制、監督の仕組みを講じながら、当分の間、その実態にやっばり即した監督を行おうとするものでありまして、平成17年度の改正とその基本的な考え方は異にするものではないというふうに考えております。」参照。

106) 業務廃止命令の事案は、平成19年4月13日：ベルル生命医療保障共済会、平成20年4月15日：FJ共済、平成20年10月2日：全国共済連合会、平成20年10月15日：無限責任中間法人「全国養護福祉会」、平成21年3月24日：MFP共済会（金融庁HPより）。

107) 第176国会・平成22年11月2日衆議院財務金融委員会における、あべ議員（自民党）からの質疑に対する自見金融担当大臣の答弁「監督上のルールでございますが、やはり各省庁になっても統一的に、より適切に共済事業を監督することが必要でございますから、監督上のルールを新たに設けることを踏まえて、この政省令には、監督官庁と金融庁と一緒に、共同省令において定める。あるいは、具体的な規則の運用については、金融庁を中心としてガイドラインを作成して、各省によってばらつきがないように、できるだけそういったことを配慮しながらやっていきたい、こう思っております。いずれにいたしましても、金融庁といたしましては、必要に応じて各主務官

庁の相談に応じる等、適切な運用が図れるように努力してまいりたいというふうに思っております。」参照。

108) 第176国会・平成22年11月2日衆議院財務金融委員会における、あべ議員（自民党）からの質疑に対する金融庁森本総務企画局長の答弁「今回導入いたします認可特定保険業者の規制につきまして、先生御指摘の少額短期保険業者と比較いたしますと、全般的に、今回の特例措置の方が緩やかになっております。例えば、利益準備金の積み立てにつきましては、少額短期保険業者についてはこれを求められておりますが、認可特定保険業者については求められておりませんし、少額短期保険業者は他業が原則禁止されておりますが、認可特定保険業者はそのようなことはございません。」参照。

109) 金融庁から平成24年1月6日に公表された「資金の貸付けを行う特例民法法人・少額短期保険業等に係る規制の見直しについて」によれば、少額短期保険業者の規制について以下の改正方針が示され、今後必要な制度整備を行うとされている。

1. 保険金額の上限に係る経過措置の延長

平成17年当時共済事業を行っていた少額短期保険業者が引受け可能な保険の上限金額については、平成25年3月までの経過措置として、本則の5倍（医療保険は3倍）とする特例が認められている。当該特例に関して、経過措置適用業者が平成25年3月までに契約した保険の更新等については従来通り本則の5倍（医療保険は3倍）、平成25年4月以降の契約については本則の3倍（医療保険は2倍）とした上で、経過措置を5年（平成30年3月まで）延長する。

2. 一契約者に係る被保険者の総数(100名)規制

一契約者に係る被保険者の総数は、保険金額の大小にかかわらず、一律に100人までとされているが、これについて、以下のように要件を緩和する措置を講ずる。

- i 一契約者あたりの総保険金額の上限を、本則の上限金額に100を乗じた金額（以下「上限総保険金額」という。）とする。
- ii 更に、契約当初、上限総保険金額内であれば、契約期間内にやむを得ない理由により被保険者が追加され上限を超過した場合でも、契約期間内は当該超過を容認する。但し、濫用防止の観点から、当該超過額は上限総保険金額の10%を限度とする。

(付記) 本稿は平成23年8月1日に開催された生保関係法制研究会及び平成23年8月31日に開催された生保・金融法制研究会において行った報告に、当日の議論を踏まえて加筆・修正を行ったものである。生保関係法制研究会共同座長である甘利公人上智大学教授及び野村修也中央大学教授、生保・金融法制研究会座長の洲崎博史京都大学教授、並びに両研究会に参加いただいた皆様には的確な助言を賜った。この場を借りて厚くお礼申上げたい。